

静岡市告示第195号

静岡市屋外広告物条例（平成15年条例第229号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定による広告景観整備地区を次のとおり指定したので、告示する。

平成31年4月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 名称

三保半島広告景観整備地区

2 区域

- (1) 県道三保駒越線（市道本村貝島1号線との交差点から一般国道150号との交差点までの区間に限る。）の道路の中心線から30メートルの範囲内の地域
- (2) 市道塚間羽衣線の全区間の車道から20メートルの等距離線の範囲内の地域
- (3) 市道羽衣海岸線の全区間の車道（道路予定区域を含む。）から20メートルの等距離線の範囲内の地域

3 基本方針

世界文化遺産富士山の構成資産の一つである三保松原を有する三保半島の良好な沿道景観及び眺望景観を保全し、及び形成していくこととする。

4 条例第11条の規則で定める基準の特例

(1) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事務所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

- a 道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。
- b 電飾設備は、ネオン管、発光ダイオード等の光源が直接見える構造のもの（広告物を直接照らすものを除く。）、動光、点滅照明、回転するものその他これらに類するものを使用しないものであること。
- c 地色は、彩度5以下のものであること。

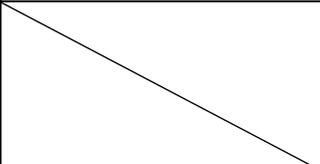
(イ) 個別基準

広告物等の種類	第2項第1号の地域において表示し、又は設置	第2項第2号及び第3号の地域において表示
---------	-----------------------	----------------------

		する場合	し、又は設置する場合	
1 広 告 塔、 広 告 板 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあっては地上7メートル以下、広告板にあっては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、1面10平方メートル以内とし、その合計は20平方メートル以内であること。 (ウ) 高さが地上4メートルを超える場合の個数は、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場(以下「敷地」という。)につき1個であること。	(ア) 高さは、地上3メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、1面3平方メートル以内とし、その合計は6平方メートル以内であること。 (ウ) 個数は、一の敷地につき1個であること。 (エ) 道路の区域及び路端から1メートル以内の地域に設置しないものであること。	
	(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、上端は、地上7メートル以下であること。	高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、上端は、地上5メートル以下であること。
		イ 壁面から突き出すもの	(ア) 表示面積の合計は、10平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1メートル以下であること。	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

		(イ) 一の建築物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。	
	ウ 壁面を利用するもの	(ア) 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とし、1個の表示面積は10平方メートル以内とする。 (イ) 一の建築物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。	(ア) 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とし、1個の表示面積は6平方メートル以内とする。 (イ) 一の建築物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。
(3) 工作物等を利用するもの	ア 塀を利用するもの	(ア) 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とし、1個の表示面積は10平方メートル以内とする。	(ア) 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とし、1個の表示面積は6平方メートル以内とする。

		(イ) 一の工作物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。	(イ) 一の工作物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	突き出すもの 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。	
2 貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの	(ア) 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。 ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とし、1個の表示面積は10平方メートル以内とする。 (イ) 一の建築物又は工作物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。	(ア) 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。 ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とし、1個の表示面積は6平方メートル以内とする。 (イ) 一の建築物又は工作物に表示し、又は掲出する場合は、同一規格であること。

3 その他 の広 告物 等	(1) アドバルーン	広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。	
	(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの の広告物を表示し、 又は掲出物件を設 置してはならない。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用 するもの</p> <p>a 表示面積は、そ の壁面面積の5 分の1以内であ ること。ただし、 壁面面積の5分 の1が15平方メ ートルに達しな い場合にあつて は、15平方メー トル以内とし、1個 の表示面積は10 平方メートル以 内とする。</p> <p>b 一の建築物又 は工作物に表示 し、又は掲出する 場合は、同一規格 であること。</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの の広告物を表示し、 又は掲出物件を設 置してはならない。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用 するもの</p> <p>a 表示面積は、そ の壁面面積の5 分の1以内であ ること。ただし、 壁面面積の5分 の1が15平方メ ートルに達しな い場合にあつて は、15平方メー トル以内とし、1個 の表示面積は10 平方メートル以 内とする。</p> <p>b 一の建築物又 は工作物に表示 し、又は掲出する 場合は、同一規格 であること。</p>
	(3) のぼり		

(2) 条例第6条第5項の基準

ア 第2項第2号及び第3号の地域において表示し、又は設置する場合の個別基準

(ア) 野立てのもの

a 道標又は案内図板（以下「案内図板等」という。）

(a) 案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離が、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(b) 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示し、サービス内容、商品名、写真、絵（商標登録されている商標を除く。）等を表示しないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。

(c) 高さは、地上3メートル以下であること。

(d) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）の表示面積が1平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。

(e) 案内広告を設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。

(f) 個数は、一の敷地につき1個であること。

(g) (d)の規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が5平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が1平方メートル以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（4以上の者が協同で表示するものにおいて、1者当たりの表示の部分の面積が1平方メートル以内の同一規格のものに限る。）を表示することができる。

(h) 地色は、彩度5以下のものであること。

(i) 道路の区域及び路端から1メートル以内の地域に表示し、又は設置しないものであること。

b a及び道路法施行令第7条第1号の標識以外のもの
広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(イ) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの

a 突き出すもの

高さは、地上3メートル以下であること。

(ウ) 消火栓標識柱を利用するもの

高さは、地上3メートル以下であること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。